

## 第22回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和4年4月7日 午後3時～午後4時00分

2、開催場所 玉村町役場3階大会議室

3、出席委員（16人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	3番	赤川	明宏
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	慎悟
	7番	筑井	孝
	8番	武士千雅子	
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○のぼり旗（麦秋の郷）について

○その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 村田 顕

8、会議の概要

事務局長：ただ今から、第22回玉村町農業委員会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

<会長挨拶>

事務局長：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は16名ですので、総会は設立しております。  
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、  
今回は14番 中澤 委員 15番 新井 委員 を指名します。

なお、会議書記には、事務局職員の村田係長を指名します。

議長：それでは、4番 議事に入ります。  
議案第1号番号1についての議案説明を事務局よりお願いいたします。

事務局：【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について詳細説明】

議長：それでは、議案第1号番号1について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

部会長：農振部会としてはか許可相当と判断いたしました。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 205 について原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、  
受付番号 205 は原案のとおり許可と決定いたします。  
続きまして、議案第 2 号番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について詳細説明】

議長：それでは、議案第 2 号番号 1 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、武士部会長より報告願います。

部会長：この件に関して農振部会としては許可相当と判断いたしました。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 200 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、

受付番号 200 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第 3 号番号 1 及び議案第 4 号番号 3 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【関連する議案第3号 農地法第5条計画変更申請および  
議案第4号転用許可申請について一括説明】

議長：それでは、議案第3号 番号1 受付番号 206 及び議案第4号 番号4 受付  
番号 207 について審議を行います。この件に関しましても、農振部会で現地調査  
及び審議を行っておりますので、武士部会長より報告願います。

部会長：この件に関して農振部会としては許可相当と判断いたしました。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 206 及び受付番号  
207 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、

受付番号 206 及び受付番号 207 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第4号番号1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請番号1 について詳細説明】

議長：それでは、番号1 受付番号 182 について審議を行います。この件に関しまし  
ても、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、武士部会長より報告願  
います。

部会長：この件に関して農振部会としては許可相当と判断いたしました。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 182 について、原案

のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、

受付番号 182 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請番号2について詳細説明】

議長：それでは、議案第4号 番号 2 受付番号 203 について審議を行います。この件に関しましても、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、武士部会長より報告願います。

部会長：この件に関して農振部会としては許可相当と判断いたしました。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

委員：該当地北側の住民の方から騒音について心配している旨を聞いており、その辺の指導をしっかりともらいたい。

事務局長：開発担当者には役場内様々な課で対応している。今回のお話も騒音の担当課（環境安全課）へ話をつないでおきます。

会長：それでは無ければ採決いたします。受付番号 203 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、

受付番号 203 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして番号 3 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請番号3について詳細説明】

議 長：それでは、議案第4号 番号3 受付番号 204 について審議を行います。この件に関しましても、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、武士部会長より報告願います。

部会長：この件に関して農振部会としては許可相当と判断いたしました。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 204 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、

受付番号 204 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして番号 5 について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局：【議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請番号5について詳細説明】売買

議 長：それでは、議案第4号 番号 5 受付番号 208 について審議を行います。この件に関しましても、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、武士部会長より報告願います。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が無いことから、農振部会としては許可相当と判断いたしました。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 208 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号 208 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして番号 6 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請番号 6 について詳細説明】 寄

議長：それでは、議案第 4 号 番号 6 受付番号 209 について審議を行います。この件に関しましても、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、武士部会長より報告願います。

部会長：この件に関して農振部会としては許可相当と判断いたしました。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

委員：敷地を寄付ということだが、寄付を受けた宗教法人が非課税なのは理解できるが、寄付をした人の税金はどうなるか。

事務局長：この場で直ぐにお答えは出来ないので、後日確認しておきたい。

議長：他に無いですが、無ければ採決いたします。受付番号 209 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、  
受付番号 209 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして番号 7 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請番号 7 について詳細説明】

議長：それでは、議案第 4 号 番号 7 受付番号 210 について審議を行います。この件に関しましても、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、武士部会長より報告願います。

部会長：この件に関して農振部会としては許可相当と判断いたしました。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号210について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号209は原案のとおり許可相当と決定いたします。

以上で次第4の議事については、終了いたします。

続いて、次第5 報告事項 に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出受理状況について説明】  
【報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理状況について説明】  
【報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について説明】

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、報告事項については、終了といたします。

続いて、次第6 その他 に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局：その他について

- ・【「麦秋の郷」のぼり旗について説明】
- ・【歓送迎会の開催について説明】
- ・【小泉の圃場の管理計画について説明】

議長：その他、委員の方から何かありますか。

委員：「麦秋の郷」の「のぼり旗」はいつが適期か。

議長：ビール麦は5月の下旬、その後小麦となるので、みなさんの農作業のスケジュールに応じて設置して欲しい

議長：その他、委員の方から何かありますか。

無いようですので、以上で本日の議題は全て終了とします。

事務局長：委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後4時00分閉会